

登記手続案内をご利用の皆さまへ



ご利用は20分以内です

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、一旦案内を中断させていただきます。



見本を参考に説明します

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を利用して、記入上の注意点等について説明します。
なお、インターネット環境がない場合は、最寄りの法務局に電話でお問合せください。



ご自身で作成してください

申請書類作成上の注意事項等については説明しますが、担当者が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスをすることはできません。
現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどして、ご自身で確認してください。
なお、提出後の申請書類の不備等があった場合には、法務局から連絡を差し上げます。



事前の審査・法的判断はできません

担当者が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。また、法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。

申請資格のない方の利用はお断りします

登記手続案内のご利用は、申請人本人又はその代理人としての親族・会社の従業員などに限られます。本人確認を行う場合がありますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)の利用はお断りします。



- ・申請書作成が難しい
- ・時間がない



司法書士・土地家屋調査士
に相談できます。

★沖縄県司法書士会
★沖縄県土地家屋調査士会

☎098-867-3526
☎098-834-7599